

早稲田商学第 438 号
2013 年 12 月

研究ノート

オーストラリア国立公文書館シドニー分館 所蔵・戦前期日本商社資料の利用可能性に 関する一試論

——三井物産「シドニー支店羊毛課 日誌（戦時濠洲羊毛
管理ノ経過）」に即して——

花 井 俊 介

1 はじめに

1.1 オーストラリア国立文書館シドニー分室館所蔵日本商社資料群の特徴

オーストラリア国立公文書館シドニー分館（The National Archives of Australia, Sydney Office）には戦前期日本企業の接収資料が大量に保存されている。同資料群の概要は、すでに Pam Oliver によって紹介されており⁽¹⁾、接収資料の中核は三井物産、三菱商事、大倉組、兼松、高島屋飯田など、オーストラリアに進出した日本商社関係の資料によって占められていたことが指摘されている。この接収された商社資料の重要な特徴は、平時における商社日常業務の詳細を伝える書類、帳簿などを多く含んでいる点にある。

日英の政治的な関係は、1940年9月の日独伊三国軍事同盟締結以降、敵対的となっていたが、1941年7月に日本軍が南部仏印に進駐すると、英国政府は在英日本企業の活動を禁止し、その企業資料を敵性資産（Enemy Property）と

して押収した。これと同時に英連邦の一員であるオーストラリアと日本との関係も急速に悪化し、同月には大阪商船のオーストラリア路線が休航となり、翌8月には在留邦人の多くが日本郵船の鹿島丸で帰国するなど、在豪日本企業の活動は事実上停止した⁽²⁾。さらに同年12月の真珠湾攻撃により日米が開戦すると、オーストラリアも日本に宣戦布告し、直ちに（12月9日）日本企業の資料を敵性資産として押収した⁽³⁾。こうした非常手段を用いたプロセスは、接収資料に通常の企業の歴史資料群には見られない特徴を与えることになった。すなわち、通常であれば、業務の関係上一定期間保管された後に廃棄されるような資料、例えば、売約書、船積書類、売買オファーなどの細かな日常業務に関わる文書が大量に含まれる結果となったのである。

こうした資料群の特徴を踏まえれば、その有効利用の方法として、資料的制約から十分に解明されてこなかった戦前期日本商社の日常業務の遂行過程に関する具体的な諸問題に接近することが考えられよう⁽⁴⁾。言い換えれば、一般的な業務環境の下で、商社マンがどんな問題に関心をもち、どんな点を重視して日常業務を行っていたのか、業務の円滑な遂行はどのような条件によって支えられていたのかなど、戦前期日本商社の活動実態を検討しうる点に、この企業資料群の存在価値の一端があると考えることができる。

1.2 もう一つの利用可能性と三井物産「シドニー支店羊毛課 日誌」

他方、現在までに閲覧しえた資料の範囲から判断すると、これらの企業資料群はほぼ1920年代以降の書類、帳簿などから構成されており、量的には1930年代の資料のウェイトが圧倒的に高い。この年代構成の特徴は、接収された時点が1941年であったことによると推測できよう。

1930年代の日豪経済関係で注目されるのは、1936年に深刻化した貿易摩擦問題⁽⁵⁾や第二次世界大戦開戦に伴う羊毛管理貿易への移行など、外交問題も絡んだ貿易関係の危機が生じたことであろう。商社サイドからみれば、業務上の予

測が困難な異常事態に直面し、変動する情報を収集しつつ、その対応を余儀なくされた。こうした平時とは異なる経済危機が発生したとき、商社はどうのように対応したのであろうか。シドニー分館所蔵の日本商社接収資料からは、平時の日常業務を追跡しうるだけでなく、1930年代後半に表面化した日豪貿易の危機に日本の商社がどのように対応したのかについても具体的に検討できよう。

危機への対応過程を検討することは、商社が非日常的で予測困難な業務環境においてどれだけ優れたパフォーマンスを発揮したかを解明するものと言える。しかし同時に日常業務の視点に立てば、商社の危機管理がどのように行われたか、実際に発生した危機に対し、その管理のメカニズムがどのように作動し、どの程度の成果をあげたのかを明らかにすることにもつながる。

この危機管理の問題は、商社が予想された収益をあげうる確率に影響し、収益の期待値を左右する。商品の価格変動、為替や金利の変化、政治情勢の変動など、大小さまざまなリスクをコントロールする体制を作り上げることは、商社業務にとって最も重要な課題の一つであろう。シドニー分館所蔵の日本商社資料は、このリスク管理問題を分析する上でも大変に貴重な文書群であると言えよう。

本稿ではシドニー分館に残されている1930年代後半の経済危機に関する資料の中から、羊毛取引における危機の発生とその対応過程を詳細に記した1つの資料を取り上げ、この問題に接近したい。利用するのは、1939～40年の三井物産「シドニー支店羊毛課 日誌（濠州羊毛国家管理ノ経過）」（写真を参照、以下「羊毛課日誌」と略記する）と題された資料である⁽⁶⁾。同資料が戦前期日本商社（三井物産）における危機管理問題の検討にどのように利用しうるのかを簡単に検討することを通じて、シドニー分館所蔵日本商社資料群の本格的な分析が日本商社の経営史、経済史研究にいかに関与する可能性をもつか、その可能性の一端を提示することが本稿の目的である。

検討に入る前に、「羊毛課日誌」の資料的な概要について述べておきたい。

1939年9月3日に英国は独に宣戦布告し、両国は戦争状態に入った。これを承けて、9月5日にはオーストラリア産の全羊毛を英国政府が一括して買上げることが発表された。その後、オーストラリア政府はこの買収された羊毛を英本国に売り渡すシステム、さらに余剰部分について豪仏などの同盟国、および日米など中立国に配分（資料上は「分譲」と呼称）していくシステムを、羊毛関係業者の協力の下で早急に構築していった。

「羊毛課日誌」は、この英国の対独開戦直前の1939年8月28日から翌1940年3月9日までについて三井物産シドニー支店の活動を記した業務日誌であるが、資料の表紙に副題として「戦時濠洲羊毛管理ノ経過」と書かれているように（前掲写真を参照）、羊毛の政府管理への移行とそれに対する日本商社側の対応について、単なる業務日誌の枠を超えて克明に記載している。前述したリスク管理問題を検討する上で、第一級の内容をもつ資料といえよう。



2 資料の検討

2.1 危機管理分析の着眼点

「羊毛課日誌」を用いて商社のリスク管理問題に接近する場合、具体的にどのようなポイントについて検討すべきであろうか。

第1に着目すべきは、危機の発生によって生じた問題は何か、商社は具体的にどのような課題の解決を迫られたのかということである。

①まず想定されるのは、予定されていた通常の業務が中断ないし大きな変更を余儀なくされることである。本資料のケースでは、1939年9月12日に豪州からの羊毛積出が禁止され、すでに商社が買付済みの羊毛も積出しできなくなった。購入契約の関係から、この課題の具体的な解決を迫られたのである。

②次の課題は、危機に即した新たな業務の体制を構築することである。本資料のケースで言えば、新たに組織される羊毛政府管理の組織に関する情報を収集し、その中に自社をいかに有利に位置づけていくかが課題となった。具体的には、従来通り、必要な羊毛を量的・質的に確保すること、新たな体制の中でできるだけ有利な買付をなしうる地位を獲得することが目指された。

③最後に要請されるのは、最悪のケースを想定して、代替的な措置を模索しておくことである。本資料に即して言えば、豪州で羊毛が確保できない場合に備え、南アフリカ、ニュージーランドでの羊毛確保の可能性が追求された。

第2に検討すべきは、上述の具体的な課題に、どのような組織あるいはチャンネルを利用して対応したのかということである。その際、本稿では①個別企業の組織内部における対応、すなわち商社（三井物産）の支店、出張所（シドニー支店、メルボルン出張所など）と日本国内の本支店との連携した組織的対応が有効に機能したのか、②外部の組織やチャンネルが活用されたのか、すなわち同業会（在豪日本商社の組織）⁽⁷⁾や総領事（外務省）、在豪日本商業会議所などとの連携あるいは日本国内同業組合（毛織物工業連合会）と協力した活動

が重要な役割を果たしたのか、という2つのポイントに注目することにしたい。

なお、本稿が検討対象とする時期は、危機が顕在化する1939年8月末から新たな羊毛管理システムが始動し、また日本商社の買付済み羊毛輸出問題が解決された10月20日頃までとする。後述のように、羊毛取引に関する新体制の内容や方向性をめぐり、錯綜する情報下で商社側が随時対応を余儀なくされるという危機的な状況が一段落し、新体制が始動するまでのプロセスに、危機管理システムの機能と限界が凝縮して観察できると考えるからである。

2.2 危機への対応経過

英国の対独開戦前の1939年8月28日には、欧州の政治危機と開戦を見込んで、1939/40年シーズンの第一回開市が突如延期され、31日には、次週のシドニー、アデレード競売も延期が発表されるなど、すでに豪州羊毛市場は異常な動きを見せた（本稿末の参考資料「シドニー支店羊毛課日誌抄」を参照、以下「日誌抄」と略記）。これに対して、シドニーの日本商社は同業会を開催して協議するとともに（8月30日）、内地の毛織物工業連合会からの情報照会（競売中止は第一次世界大戦期のような羊毛輸出管理につながる恐れはないか）への対応も余儀なくされた（豪州政府の指示による競売延期ではなく、あくまで羊毛販売ブローカー側の自主的判断に基づく延期である旨を30日に打電）。

こうした状況下で、9月3日に英国が独に宣戦を布告し、懸念された危機が現実のものとなった。すでに2.1で触れたように、この開戦によって日本商社は以下のA～Cに示される3つの課題への対応を迫られることとなったのである。

A：買付済み・積出予定羊毛の積出停止問題への対応

この課題については、本稿末に掲げた「日誌抄」の9月12日、13日、14日、20日や10月20日に記載が見られる。オーストラリア政府が懸念したのは、自国産羊毛を原料とする織物製品等が敵国であるドイツ側に流出すること（加工さ

れて輸出される場合も含む)であり、これに対し日本商社側は、民需用でなく日本の政府需要に応じるための輸出であることを強調する等の形で対応した。

B：オーストラリア政府による羊毛管理新体制と日本商社の位置づけに関する情報収集と働きかけ

この課題について本稿末の「日誌抄」には9月5日、6日、29日、10月4日、9日にしか記載がない。しかし、抄録ではない「羊毛課日誌」をみると、10月に新管理体制が始動するまでの1ヶ月間、ほぼ連日のように、新管理体制に関する情報の収集と日本商社の有利な位置獲得のための働きかけに追われていた(後掲表1～5を参照)。この課題への対応が日本商社にとって最大の関心事であり、また最も重大な問題であったと言えよう。

詳しくは後述するが、特に重要となったのは、①新たな管理体制下で実施される余剰羊毛(英および同盟国側への供給を差し引いた残余)の「分譲」(分配)を受ける優先順位と、②管理体制の運営組織となった Central Wool Committee (以下、C.W.C.と略記)が新たに定めた羊毛のタイプ(品質別のタイプ分類)と各タイプに関する実際の鑑定情報の入手であり、この2点について新体制下において Wool Buyer の日本商社ができるだけ有利な位置を占めることが目指された。

C：他国での羊毛確保に関する情報収集

本稿末の「日誌抄」には9月14日しか記載がないが、抄録ではない「羊毛課日誌」にはもう少し多くの記載がある(後掲表6参照)。これは豪州産羊毛の量的・質的な確保に失敗した場合に備えた措置であり、南アフリカとニュージーランドの支店・子会社に対して確保の見込みに関する情報の提供、確保に向けた準備の指示などといった対応が進められた。

では、この3つの課題への対応は、主としてどのような組織・チャンネルを通じて行われたのであろうか。

この点を検討するため、同業会、総領事、在豪日本商業会議所など組織やチャ

ンネルごとに、どのような課題（A～C）に関わる活動が、いつ行われたかについて、「羊毛課日誌」から抜き出して作成したのが表1～6である。但し、表1の同業組合組織としての活動の中には、単に同業会を開催して協議したことでなく、同業会の代表や幹事による活動も含まれている。

表1を例として表の見方を説明すると、「同業会の開催・協議」の「9月6日午前・午後：B」という記載は同日午前と午後2回同業会が開催され、Bの問題について協議されたことを、「同業会幹事の活動」9月の「C.W.C.の幹部と面会18日：B」は幹事がCentral Wool Committeeの幹部と面会し、Bの問題について懇談したことを示している。また、各表末尾の「※A×6，B×10」などの記載は、その組織が各課題について活動した回数を記したものであり、この例ではAの課題に関わる活動が6回、Bに関わる活動が10回行われたこととなる。もちろん、課題対応への貢献度を測定するには、活動内容の質が問われなければならない。回数と言った単純な量的指標は貢献度を測るには不十分であるが、当該組織が主にどのような課題に取り組んだかを大まかに示す指標としては利用可能であろう。

さて、表1～6から確認しうるのは、三井物産の場合、主に個別企業の内部組織（本支店）を活用して羊毛政府管理への移行に伴う危機に対応したというイメージからはほど遠い実態にあった点である。

逆に、表1・2からは、①同業会（幹事、代表の活動も含む）がC.W.C.幹部からの情報収集や交渉などで大きな役割を果たしたこと、②総領事が同業会の活動に全面的に協力し、情報の収集や交渉に積極的に関わっていたことが窺える。短期間に3回のキャンベラ出張、1回のメルボルン出張を行い、オーストラリア商務大臣に直接面談するなど、総領事は同業会と密接に連携しつつ、主にBとAの課題への対応という点で重要な役割を果たした。また、同業会の要請をうけて、現地（但し、メルボルン）の日本商業会議所も情報収集に協力した。表3のメルボルン日本商業会議所の活動は回数という点では1回にす

表1 同業会組織による活動

・ 同業会の開催・協議
1939年9月
6日午前・午後：B, 7日：B, 8日：B, 11日：B, 12日：A, 13日：B
19日：B, 20日：A・B, 21日午前・午後：A・B, 23日：A, 25日：B
26日：A
10月
3日：B, 6日：B, 12日：A・B, 17日：B, 20日：B
※ A×6, B×10
・ 同業会幹事の活動
1939年9月
C.W.C.の幹部と面会18日：B, 総領事に報告18日：B, 総領事と面談19日：B
(同業会代表)キャンベラ出張20日：A, (同代表)商務次官と面談20日：A・B,
総領事と面談25日：B, (同代表)メルボルン出張26日：B
C.W.C.幹部と面談28日：B
10月
S.W.C.幹部と面会18日：B
※ A×2, B×8

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

注) S.W.C.はState Wool Committeeの略であり、New South Wales, Queensland, Victoriaの3州に設置された。その役割はC.W.C.の活動を補佐することであった。なお、C.W.C.については後掲図1の注を参照。

表2 総領事の活動

1939年9月
同業会で懇談6日：B, キャンベラ出張6日～：B, 同業会に報告7日：B
キャンベラ出張10日：B, 同業会幹事に報告12日：B, 外務省に打電13日：A
入電を同業会に報告13日：A, 入電を同業会に報告14日：A, 外務省に打電
18日：B, 同業会幹事と面会19日：B, キャンベラ出張20日：B, 同業会より
依頼(入電)21日：A, 同業会に報告(電話)21日：A, 同業会に報告22日：A
同業会幹事・商業会議所理事と面談25日：B, 同業会代表者と面談25日：A
商務大臣に打電26日：A, (商務大臣より)入電を同業会報告28日：A
10月
同業会に情報提供7日：C, (商務大臣面会)メルボルン出張14日：B,
同業会に報告16日：B
※ A×9, B×11, C×1

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

ぎないが、内容的には新しい羊毛政府管理の体制に関する相当に詳細な情報を同業会にもたらした。従って、Bの課題について大きな貢献をしたと評価でき

表3 現地商業会議所への要請・情報授受

1939年9月	メルボルン商業会議所より情報提供27日：A・B
---------	-------------------------

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

表4 内地同業会への要請・情報授受

1939年9月	打電6日：B, 打電8日：B, 打電21日：A, 打電28日：A 打電30日：B
10月	打電4日：B, 入電12日：B, 打電14日：B, 入電20日：B
	※A×2, B×7

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

表5 本店(営業部)への要請・情報授受

1939年9月	打電8日：B, 入電：B
10月	打電4日：B, 打電20日：B
	※B×4

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

表6 海外支店への要請・情報授受

1939年9月	NZ 打電13日：C, ケープタウン打電19日：C, ケープタウン入電21日：C 上海打電23日：B, ケープタウン入電25日：C, ケープタウン入電27日：C ケープタウン入電28日：C
10月	NZ 出状3日：C, NZ 打電4日：C, NZ 入電7日：C, NZ 打電7日：C NZ 入電10日：C, NZ 打電10日：C
	※B×1, C×12

出所) 三井物産「羊毛課日誌」(1939~40年)より作成。

注) NZはニュージーランド三井物産会社(Mitsui Bussan & Co. New Zealand)の略。組織上、別会社の形を採っていたが、ニュージーランドにおける三井物産の事実上の支店として活動していた。

よう。

また、表4・5をみると、内地同業会（毛織物工業連合会）や三井物産本店とそれぞれ数回にわたる電信の遣り取りが行われていたことが確認できる。但し、入電に比べて、シドニーからの打電が圧倒的に多い点からも窺えるように、両者は情報の受信者的性格が強く、危機における対応に必要な情報をもたらす存在ではなかった。従って、これらの組織は課題への対応に大きな役割を果たしたとはいえない。

表6によれば、海外支店・子会社もCの課題に関わる情報の提供や現地政府への働きかけを行い、対応の準備に協力していたことがわかる。詳しくは後述するが、政府管理に伴って豪州産「雑種羊毛」の不足が予想されたため、シドニー支店は、ニュージーランド三井物産会社に対してニュージーランド産「雑種羊毛」の割当確保を同国政府に働きかけるよう強く要請していた。

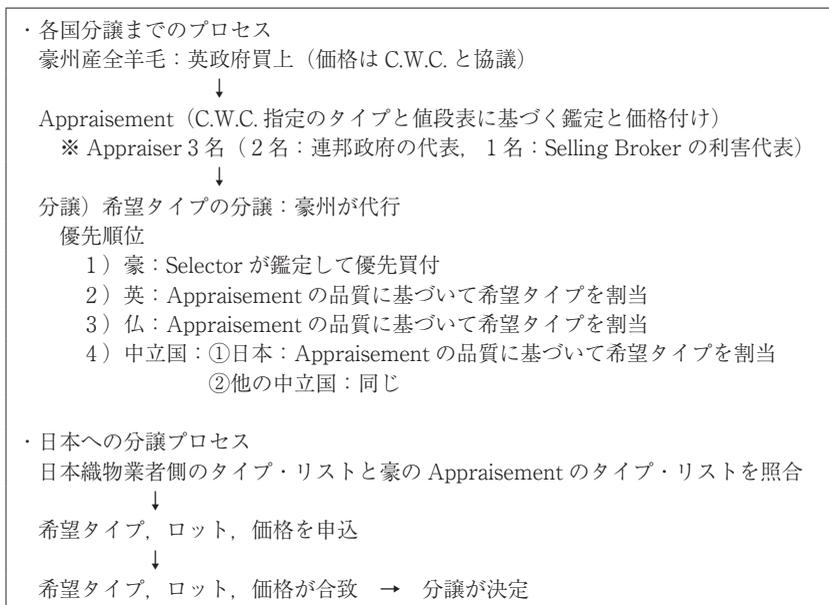
3 課題の達成—むすびにかえて—

最後に、A～Cのそれぞれの課題が前節で検討した組織やチャンネルの活動を通じて、どの程度まで達成されたのかを確認しておきたい。

まず、Aの課題に関しては、積出許可が出ずに最後まで残されていた買付済の羊毛について、10月20日に熱田丸、モントリオール丸での日本への積出しが認められたことによって完全に解決をみた。課題が100パーセント達成されたと言ってよい。

Bの課題の達成度を判断するためには、最終的に成立したオーストラリアにおける羊毛政府管理のシステムとその中における日本の位置づけを確認する必要がある。図1の羊毛政府管理のシステムに示したように、すべての豪州産羊毛は英国が買い上げることとなったが、羊毛の実際の配分をオーストラリア政府に全面委託せざるをえないという事情の下では、英の必要分が優先され、それ以外が「分譲」に出されるというシステムは採用されなかった。これに代わ

図1 豪州政府による羊毛管理のシステム (1939年10月～)



出所) 1939年 (三井物産)「シドニー支店羊毛課 日誌」より作成。

- 注) 1. C.W.C.は Central Wool Committee の略称。C.W.C.は、英との羊毛値決め、Appraiser の選定、Appraisalment の実施、買上羊毛の分譲など管理体制全般を統轄した。
2. 日本に対する分譲は、商社毎ではなく、一括して実施された。即ち、日本商社側は各社の受注をまとめ、一括して C.W.C. に申込み手続きが採られた。このため、希望タイプに関する残存状況に応じて事前に相互の受注を調整する必要があった。

り、全羊毛は荷口毎に Appraisalment と呼ばれる鑑定を受けた後、オーストラリア政府による代行（正確には政府から管理業務を全面的に任された C.W.C. の代行）の下で、同図に示される優先順位に従って「分譲」が行われた。注目されるのは、「分譲」における日本の優先順位であるが、中立国では最も優先的に「分譲」を受ける位置づけを与えられた。「分譲」の優先順位で同盟国の間に割り込むことは不可能である以上、日本は羊毛の量的な確保という点では最も望ましいポジションを手に入れたことがわかる。

図1で注目すべき今ひとつの点は、オーストラリアとそれ以外の諸国で「分

譲」方法が相違していたことである。すなわち、オーストラリアだけは Selector と呼ばれる鑑定人が荷口を再鑑定することが許されたが、他の諸国は独自に再鑑定を実施することが許されなかった。つまり、C.W.C. の下で実施された Appraisement の結果（情報）を全面的に信頼し、それに依拠して希望のタイプ、ロット、価格を判断し、「分譲」に申し込むという方法を採らざるを得なかったことになる。各荷口は C.W.C. の Appraisement を経て、C.W.C. が新たに定めた羊毛のタイプ・リストに従って分類されたが、このタイプ・リストは、従来オークションで利用されていたリストを簡略化したもので、日本の毛織物工業連合会が定めた羊毛のタイプ・リストや千住製絨所のタイプ・リストとも一致していなかった。こうしたシステムの下で、日本商社側は社員が C.W.C. によって Appraiser に任命されるよう、強く働きかけ続けた。Appraiser として実際に鑑定に参加できれば、C.W.C. のリスト上にある羊毛の各タイプが現実にはどのような品質を備えているかについて、正確な情報を手に入れることができる。この情報を基礎にすれば、注文者である毛織物工業連合会や千住製絨所のタイプ・リストと C.W.C. のタイプ・リストとのより正確な照合が可能となり、荷口を再鑑定できずとも、より希望に近いタイプの羊毛が確保できることになる。日本商社が Appraiser の任命を強く希望したのは、政府管理体制による制約の下でもできるだけ品質的に日本側の期待に添った羊毛が入手できる条件を確保しようとしたためと考えられる。

では、日本商社の社員は C.W.C. によって Appraiser に任命されたのであろうか。表7はシドニーにおける Appraiser の中に占める日本商社関係者の情報をまとめたものである。シドニーの Appraiser は10月4日に公表されたが、同表によれば同業会に属するすべての日本商社から Appraiser が任命されたことが確認できる。なお補足すれば、メルボルンにおける Appraiser にも日本商社の社員が採用されており、また中立国で Appraiser に任命されたのは日本のみであった。

表7 シドニーの Appraiser に任命された日本商社関係者（1939年10月4日発表）

三井物産	： 中原（Senior Appraiser）
兼松	： 藤原（S）、岡本（S）、豪州人使用人2名（Junior Appraiser）
三菱	： 雨宮（S）、豪州人使用人2名（J）
大倉	： 沢田（S）、豪州人使用人1名（J）
高島屋飯田	： 岡嶋（S）、豪州使用人2名（J）
日綿	： 河野（S）、豪州人使用人1名（J）

出所）1939年（三井物産）「シドニー支店羊毛課 日誌」より作成。

注）1. SはSenior Appraiser, JはJunior Appraiserの略。

2. メルボルンでも同様に日本人 Appraiser が採用された。

Bの課題は政府による全面管理への移行という激変した羊毛市場環境の中で、日本側が質的にも量的にも必要な羊毛を確保し続けること、すなわち必要な羊毛のタイプと数量を安定的に入手しうる地位を獲得することであった。その点で、日本は中立国のなかでは最優位で「分譲」を受けられる位置を確保し、また中立国で唯一 Appraiser に任命されたことによって品質面でもニーズに添う羊毛を入手しうる体制を整えた。中立国である日本の商社としては、Bの課題についてなし得る最善の対応を行ったと評価すべきであろう。

しかし、日本が必要とした羊毛を質、量ともに確保することは、豪・英・仏に優先して割当がなされることを前提とした新たな管理体制の下では、そもそもシステマ的に困難であった。10月4日に、同業会は内地向けに次のような電信を送った。

「今回ノ微発品ハ濠英仏ノ順位ニテ所要原料ヲ取得シタル残ヲ中立国ニ分譲スル事トナルラシク、日本向ニメリノハ希望通り割当ヲ受ケラル、ト思フモ雜種割当極度ニ減少スルト思フニ付、ニュージーランドニテ割当取得交渉方政府ニ進言ノ要アリ。」

すなわち、メリノ一種羊毛は分量的に確保しうるが、雜種羊毛は半減すると予測されていたのである⁽⁸⁾。この不足する雜種についてニュージーランドでの確保が計画され、また南アフリカからの購入についても情報が収集されてい

た。その意味でCの課題に対する必要な準備も進められていたといえよう。

注(1) Oliver P. “*Allies, Enemies and Trading Partners: Records on Australia and the Japanese*”, National Archives of Australia. 2004. なお、同書にはシドニー (Sydney) 分館所蔵資料だけでなく、キャンベラ (Canberra) 本館、アデレード (Adelaide)・ブリスベン (Brisbane)・ダーウィン (Darwin)・ホバート (Hobart)・メルボルン (Melbourne)・パース (Perth) の各分館が所蔵する日本関係資料 (移民関係など企業資料以外も含む) の概要も説明されている。

(2) 岡崎浩一『オーストラリア年表』(Sydney Bunlin Shoten, 1995年)

(3) 前掲 Oliver P. “*Allies, Enemies and Trading Partners*”, p62.

(4) 但し、後述するリスク管理なども含めて、戦前期日本商社の実務と技能形成については、高橋弘幸『OJTを通じたホワイトカラー技能形成の長期事例分析』(早稲田大学出版部, 2011年)によって大幅に研究水準が高められた。

(5) 1936年5月22日にオーストラリア政府は綿布・人絹布の関税率変更を発表し、安価な日本製の綿布・人絹布に対する関税率を大幅に引き上げた。これに対抗して日本のパイヤー (商社) は直ちに羊毛買付のボイコットを開始し、さらに日本政府も6月に通商擁護法を発動した結果、オーストラリアからの羊毛・小麦の輸入は事実上禁止された。この貿易紛争は約半年間続いたが、36年12月には日豪通商協定が締結されて収拾をみた。その詳細な経過については、福岡輝彦「貿易転換政策」と日豪貿易紛争 (1936年) —オーストラリア政府の日本製織物に対する関税引上げをめぐって— (国際政治学会編『国際政治68号, 日豪関係の史的展開』所収, 有斐閣, 1981年) を参照。

(6) 三井物産「シドニー支店羊毛課 日誌 (濠州羊毛国家管理ノ経過)」(1939~40年) は、オーストラリア国立公文書館シドニー分館の NAA: SP1101/1.Box165 に収蔵されている。以下、同資料の利用については、煩雑を避け、注記を省略する。

(7) 正式には羊毛輸入同業会。第一次大戦期の濠州羊毛輸入途絶 (濠州は羊毛売買禁止令を公布, 1916年1月より17年6月まで濠州羊毛の輸入が停止) の後、日本への「分譲 (分配)」開始に際し、「分譲」羊毛の取り扱いなどを目的に17年5月、兼松商店、三井物産、高島屋飯田、大倉商事の大手4社によって結成された。後に三菱商事も参加。同業会については、宇田正「日本・オーストラリア両国間羊毛取引関係の形成と展開」(追手門大学オーストラリア研究所『オーストラリア研究紀要 第9号』所収, 1984年3月) による。

(8) メリノー種ウールは梳毛用細番手糸、雑種ウールは紡毛用太番手糸に使用された。

付記) 本稿は、拙稿「資料紹介「(三井物産)シドニー支店 羊毛課 日誌 (戦時濠州羊毛管理ノ経過)」」(平成20~23年度科学研究費補助金 [基盤研究 (B)] 研究成果報告書「オーストラリア政府接収資料を中心とする戦前の日豪交易の社会経済史研究」所収, 2012年3月, 研究代表者天野雅敏) に加筆・修正したものである。

(参考資料) 本資料は三井物産シドニー支店が「羊毛課 日誌」の抄録として作成したものである。

濠州羊毛戦時管理経過 (28th AUGUST, 1933~)

シドニー支店羊毛課日誌抄

1939

- AUG. 28 欧州政局不安。1939/40 Season 第一回開市突如延期。
31 次週シドニー、アデレード競市延期発表。
- SEPT. 4 脂付羊毛相対取引 Broker 中止ヲ決議。
5 戦時中濠毛英政府ニテ一手買上ケノ旨、連邦政府ヨリ発表。同時ニ諮問機関タル Central Wool Committee 組織サル。
6 日本商社 C.W.C. ニ対シ Appraiser 及ビ Shipping House ニ任命サル、様運動開始。
12 Wool, Wool Tops, Noil & Waste ノ輸出禁止令発布。
13 既ニ日本筋ガ私取引ニテ買附ケタル羊毛 8,458 B/S 積出許可、連邦政府ニ嘆願。
14 NZ 政府ハ投機商内禁止目的ニテ新ノ英交渉進行中。羊毛 sheep skin ノ取引禁止ヲ発令。
カンベラ丸分ハ2,000 B/S 積出特別許可。
20 山霜丸分ハ千住羊毛 4,033 B/S 丈ケ Government use トシテ積出許可アリ。
29 C.W.C. ハ連邦政府ノ諮問機関タル地位ヨリ英国買上羊毛ニ対スル英政府ノ代行機関トナリタリ。
State Wool Committee 組織サル。
Wool Top ノ売買禁止、全産毛ヲ Appraisalment ニカケルベキ事発令。
- OCT. 4 Appraiser 任命。Appraisalment Type List 配布。
9 Appraisalment 開始。
14 戦時中及ビ戦後一季間ノ全産毛英貨10.3/4ニテ英政府買上ノ事発表。
20 管理前買附未積出羊毛ノ内、熱田丸、モントリ(オ)ール丸積 2,114 B/S ニ対シ積出許可アリタル旨、メルボルン店ヨリ通知アリ。
26 British Empire 及ビ France 向ニ限り、Top ノ積出許可サル。
- NOV. 9 内地ヨリ C.W.C. トノ取引締結及ビ交渉ノ為、代表会社選定ノ要アリトテ
(1) 常任幹事三菱 (2) 大倉又は飯田ノ案打電シ来ル。
総領事ト C.W.C. トノ分譲基本事項決定。
16 三菱ヲ次ノ改選期迄代表会社トスル事ニ同意スル事トシ、同業会ヨリ其旨内地宛打電ス。
21 NZ ニ於テ Appraiser 任命(中旬ヨリ Appraisalment 開始)。
28 総領事ヨリ三菱ニ絶対権ヲ持タセル覚書案提示ヲ受ク。
29 覚書案修正意見当地同業会ヨリ内地ヘ打電。

- DEC. 8 覚書決定ノ公電提示ヲ受ク。代表機関トシテ三菱代表会社ニ決定。
8 第一回買附希望量 42,394 B/S タイプ別ニ入電アリ。
12 第一回分譲民間側交渉開始。
13 C.W.C. ヨリ日本所要タイプ、値段ノ提示ヲ受ク。数量 25,000 B/S 限り、
英貨払。
18 C.W.C. 前回提示値段ノ譲歩ヲ示ス（中立国並ニ）。
19 仏国向第一回積出 2,000 B/S。
20 同業会の事務分担方法協議開始。当社、兼松各25%。
28 C.W.C. 要求通り 25,000 B/S, C.W.C. 表示値段ニテ入信アリ。
29 C.W.C. ト 2,5000 B/S ニ関シ具体的交渉開始。

1940

- JAN. 8 C.W.C. ト第一回分譲契約書交換。
9 書類ハ代表会社ノ Form ニヨラズ、同業会 Form トスル事ニ決定。
12 三菱 Shipping House ニ任命サル。
17 モントリール丸ニテ第一回積出 千住羊毛 2,804 B/S。
24 業務部長ヨリ濠州トップニヨル連合国用服地内地製絨ノ発案来電。支店長
直チニ商務大臣ニ打電。連邦政府内意ヲ確メル事トス。
25 代表会社ノ事務分担ハ他ノ同業会々員並トス。
当店 Hughes 社ト上海向 Top 20,000 lbs 契約ニ成功。管理後、同社トップ
ノ第一回輸出。
27 第二回分譲羊毛交渉開始、30,000 B/S、値段前回通り、濠貨払。
30 当地同業会ヨリ当社引合中ノ満洲国向羊毛類ハ当然代表会社ヲ通ゼズシテ
行ヒ得ルモノト了解スル旨、為念内地ニ出電ス。
- FEB. 3 Mr. F. W. Hughes ヨリ同社上海向唯一ノ輸出商トシテ書状許可アリタル
旨、非公式に通知あり。
7 C.W.C. ヨリ第二回申込ミ雑種羊毛約18,000 B/S ノ内、半分ハ供給不能ノ
旨、通知あり。
8 内地同業会ヨリ第二回分ハメリノー中心ニ買附ケル様出注変更アリ。
13 濠州トップ内地製絨ノ件ニ関シ、商務大臣ヨリ現在ソノ必要ナキ旨、支店
長ニ返事アリ。
14 日本向以外（満洲国向ハ Pending）羊毛類ノ引合ハ三菱ノ代表権トハ関係
ナキ旨、C.W.C. ニ対シ声明スル事ニ決定。
15 満洲羊毛引合促進ノ為、営業部宛出電、内地側決議ヲ督促。
上海向 Top 第二回成約40,000 lbs。
Brasil 向羊毛ニ関シ、C.W.C. トノ交渉ニ先立チ紐育店ニ引合条件出電ス。
16 満洲国向羊毛引合ニ関スル総領事ノ意向。
日本向以外ノ羊毛類引合ハ三菱ノ代表権外ナル旨、三菱ヨリ C.W.C. 宛書
状ニテ申送ル。

- 17 三月以後ノ買附予想、同業会ヨリ出電。
各国向積出高（英国向ハ含マズ）C.W.C. ヨリ十六日附ニテ公表アリ。
 - 21 C.W.C. Appraisalment ノ進行ニ関スル公表アリ。
満洲国向引合ニ関シ、C.W.C. Mr. Yeo ヨリ数量取調べノ上通知スル旨申越アリ。
 - 24 内地同業会ヨリ雑種1,294 B/S ヲメリノー注文ト振替ヘ買附クル様、注文変更アリタリ。
 - 26 大蔵省ヨリ信用状、価格、極度ノ了解ヲ得タル旨、内地同業会ヨリ来電アリ。
日本向以外ノ羊毛類引合ニ関スル十六日附三菱出状ニ対スルC.W.C. ヨリノ返事アリ。三菱ハ日本向羊毛類引合ノミニ対スル代表会社ト了解スト申越シタリ。
- MAR. 7 三月分譲25,000俵許可取付中ナルモ、ソノ内雑種7,270 B/S 買附希望申越アリ。ノキル引合方法ニ関スルSWC Mr. Chapman 談報告アリ。
三月分雑種獲得交渉ノ為、代表メルボルンニ出発。
- 9 雑種ハ如何ナル中立国ニモ分譲不可能ナル旨、メルボルン出張中ノ代表ヨリ報告アリ。